

# 2021年度 個人研究実績・成果報告書

2022年 4月 6日

所属	会計ファイナンス 研究科	職名	教授	氏名	望月 千春
研究課題	消費税法における個別対応方式に適用する場合の課税仕入れ等の用途区分について（令和2年9月3日東京地方裁判所判決を題材に）				
研究キーワード	消費税	当年度計画に対する達成度		4.当初の計画どおり研究が進まなかった	
関連するSDGs項目	16. 平和と公正をすべての人に	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	3. すべての人に健康と福祉を	該当なし	
<p><b>1. 研究成果の概要</b></p> <p>本研究は、上記ビジネスモデルに該当する取引の用途区分が争われた複数の裁判例の比較考察を行い、また、立法趣旨なども考慮しながら、用途区分のあり方等について検討を行うというものである。</p> <p>実務上、従来の同種の裁判例においては、いずれも「課税仕入れの用途区分の判定は、課税仕入れを行った日の状況等に基づき客観的に判断すべきものと解するのが相当である」と説示した上で、課税仕入れの日において、マンションの取得は、販売目的であるとともに、住宅として貸し付けることを目的としたものであると断じており、このような裁判所の判断について、若干の判例評釈はあるものの、用途区分の判定を研究課題とした論文は見当たらない。</p> <p>今回、平成2年9月3日の東京地方裁判所判決において、従来とは異なる判断が示されたことから、当該訴訟の控訴審の判断に注目していたところ、専門誌に掲載された訴訟関係の速報によれば、東京高裁は、国側の主張を採用し、（納税者の）逆転敗訴となった。これを不服とした納税者が最高裁判所に上告受理申立てを行っている。最高裁判所が従来の判断を支持するのか、はたまた一審の判断を支持するのか、その判断は判例となるべきものであり、その後の下級審の判断および行政庁の執行を拘束することから、最高裁の判断を注視していたが、21年度中にその判断が示されることはなかった。</p> <p><b>2. 著書・論文・学会発表等（査読の有無及び海外研究機関等の研究者との国際共著論文がある場合は必ず記載）</b></p> <p>【論文（査読あり）】 なし</p> <p>【著書・論文（査読なし）】 なし</p> <p>【学会発表等】 なし</p> <p><b>3. 主な経費</b></p> <p>研究の実施に当たり、研究用の文献収集のための物品購入費等、所要の経費を費消した。</p> <p><b>4. その他の特筆すべき事項（表彰、研究資金の受入状況等）</b></p> <p>なし</p>					

（本文は2ページ以内にまとめること）